

三条市保内地区交流拠点施設指定管理者候補者審査基準表(標準様式)

第2審査基準

団 体 名					配点区分					
審査項目		審査の視点		最高配点	配点	A	B	C	D	E
1 利用者に対するサービスの向上 【15】	(1) 利用者等の要望、意見等を迅速に反映させる方策がとられているか		5		5	4	3	2	1	
	(2) 利用者のトラブルの未然防止と対処方法は十分か		5		5	4	3	2	1	
	(3) サービス全般について定期的に評価し、改善に結びつける方策があるか		5		5	4	3	2	1	
2 施設の効用の発揮 【20】	(1) 事業計画の内容が、具体的・現実的であり、かつ、創意工夫が見られるか		5		5	4	3	2	1	
	(2) 施設の利用を促進させる方策(宣伝、広報等)がとられているか		5		5	4	3	2	1	
	(3) 地域、関係団体との連携(交流、協力等)に対し、積極的で具体的な方策があるか		5		5	4	3	2	1	
	(4) 防犯・防災・緊急時の対応にかかる取組は的確で、事故防止にも取り組んでいるか		5		5	4	3	2	1	
3 管理運営能力について 【15】	(1) 適切な人員や有資格者を配置し、十分な育成・研修体制は講じられているか		5		5	4	3	2	1	
	(2) 個人情報保護及び情報公開への取組は適切か		5		5	4	3	2	1	
	(3) 収支計画は事業計画との整合性が図られており、かつ、実現可能性はあるか		5		5	4	3	2	1	
4 施設管理に関する其他要件事項等 (各施設の特性等により選択・追加する) 【20】	(1) 自主事業の内容が施設の設置目的に合致しており、かつ、利用者にとって魅力的なものか。また、市主催事業との協調が図られているか		5		5	4	3	2	1	
	(2) 新たなサービス展開に向けた提案等があるか		5		5	4	3	2	1	
	(3) 地域の特色や施設の特性を充分理解し、それらを活かした事業計画となっているか		10		5	4	3	2	1	
	(4) 地域に住んでいる優れた知識や技術を持った人材の活用を図る計画があるか		10		5	4	3	2	1	
5 管理経費の縮減について 【10】	{1 - (提案額 / 公募提示額)} × 100 ※上記計算結果の小数点以下は、四捨五入とする。また、計算結果が10点以上の場合は10点とする。		10		左記計算により0～10点を配点					
			配点合計	90	0	候補者選定順位		○	位	